「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案」、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正案」に関する意見募集の結果について

令和８年３月３１日
鉄道局技術企画課

国土交通省では、令和８年１月２８日から令和８年２月２６日まで、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令案」及び「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正案」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、２件（意見提出者数）のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。（意見募集の内容に関連しないものを除く。）

皆様のご協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

１．実施方法

①意見募集期間：令和８年１月２８日（水）～令和８年２月２６日（木）

②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

③意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

２．提出意見数

２件

３．お問い合わせ先

国土交通省鉄道局技術企画課意見募集担当
電話番号：０３-５２５３-８１１１　内線：５７８６５

（別紙）

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	今回の件についてですが、実績はありましたか。あるのならば資料として明確に示してほしいところです。	北陸新幹線（金沢・敦賀間）や九州新幹線（諫早・長崎間）、2011 年東日本大震災で被害を受け線路を移設した常磐線新地駅～坂元駅間（高架区間）など一部の在来線は、JIS E 2011「電車線路設備耐震設計」の基となっている（公財）鉄道総合技術研究所が 2013 年 3 月に策定した「電車線路設備耐震設計指針・同解説」により設計されています。 なお、常磐線新地駅～坂元駅間について、線路移設後の 2022 年 3 月に発生した福島県沖地震による電車線路の倒壊被害は確認されておりません。
2	改正案を支持しますが、鉄道に関する技術上の基準・解釈基準の見直しを機に、鉄道への自転車持ち込みを大幅に拡大すべきです。	省令案等について、異議のないものとして承ります。なお、鉄道への自転車持ち込みは今回の意見公募に無関係の内容であるため、回答は差し控えさせていただきます。